

逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第27号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和49年10月1日 逗子市条例第27号</p> <p style="text-align: center;">〔注〕昭和57年から改正経過を注記した。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に基づき、法第2条に規定する災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、同条に規定する災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に対する災害障害見舞金の支給を行い、並びに同条に規定する災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（災害弔慰金の支給）</p> <p>第2条 市長は、令第1条に規定する災害(以下第4条から第6条まで、第8条及び第9条において「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。</p> <p>（遺族の範囲及び順位）</p>	<p style="text-align: center;">逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和49年10月1日 逗子市条例第27号</p> <p style="text-align: center;">〔注〕昭和57年から改正経過を注記した。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（災害弔慰金の支給）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（遺族の範囲及び順位）</p>

第3条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。この場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 第1項に掲げる遺族がいない場合で、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹がいるときは、その者に対して災害弔慰金を支給するものとする。

5 前各項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第3条 (略)

(災害弔慰金の額)

第4条 災害弔慰金の額は、死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては5,000,000円とし、その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡にかかわる災害に関し既に第8条から第10条までに規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(災害による死亡の推定)

第5条 災害の際現にその場に居合わせた者につき、当該災害のやんだ後3月間その生死が分からない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

(支給の制限)

第6条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 令第2条に規定する場合
- (2) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第7条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

第4条 (略)

(災害による死亡の推定)

第5条 (略)

(支給の制限)

第6条 (略)

(支給の手続)

第7条 (略)

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第8条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該市民(以下「障がい者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第9条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては2,500,000円とし、その他の場合にあつては1,250,000円とする。

(準用規定)

第10条 第6条及び第7条第1項の規定は、災害障害見舞金について準用する。この場合において第6条第1号中「令第2条」とあるのは「令第2条の3」と、同条第2号中「当該死亡者の死亡が」とあるのは、「当該障がい者の障がい」と読み替えるものとする。

(災害援護資金の貸付け)

第11条 市長は、法第10条第1項に掲げる災害により同条同項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項の貸付けは、法第10条第1項に規定する所得要件にかかわらず

(災害障害見舞金の支給)

第8条 (略)

(災害障害見舞金の額)

第9条 (略)

(準用規定)

第10条 (略)

(災害援護資金の貸付け)

第11条 (略)

貸付けを行うものとする。

(災害援護資金の限度額)

第12条 災害援護資金の貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次のとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の被害金額がその価額のおおむね3分の1以上の損害(以下「家財の被害」という。)及び住居の被害がない場合 1,500,000円

イ 家財の被害があり、かつ、住居の被害がない場合 2,500,000円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の被害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 3,500,000円

(3) 被害をうけた住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等特別の事情があり、かつ、次のいずれかに該

(災害援護資金の限度額)

第12条 (略)

当する場合

ア 第1号ウに規定する住居が半壊した場合 3,500,000円

イ 前号イに規定する住居が半壊した場合 2,500,000円

ウ 前号ウに規定する住居が全壊した場合 3,500,000円

(災害援護資金の申込)

第13条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てて市長に申し込まなければならない。

2 災害援護資金の貸付けを受けた者は、保証人と連帯して貸付けに関する債務を負担する

\_\_\_\_\_。

(償還方法)

第14条 災害援護資金の償還方法は元利均等償還とし、年賦償還又は半年賦償還とする\_\_\_\_\_。ただし、繰上償還をすることができる。

(償還期間)

第15条 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に規定する据置期間を5年まで延長することができる。

(1) 災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前1年以内

(保証人及び利率)

第13条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金の利率は、年3パーセントを上限として市長が規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第17条に規定する違約金を包含するものとする。

(償還方法)

第14条 災害援護資金の償還方法は元利均等償還とし、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。ただし、繰上償還をすることができる。

(償還期間)

第15条 (略)

に法第10条第1項の被害(法第2条に規定する災害以外によるこれに相当する被害を含む。)を受けた場合

(2) 当該被害により世帯主が死亡したとき又は世帯主が地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条の15の3に規定する特別障害者となった場合

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の適用を受けている世帯が被災した場合

(利率)

第16条 災害援護資金の利率は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(違約金)

第17条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還を行わなかったときは、延滞元利金額につき年10.75パーセントの割合をもって支払期日の翌日から償還の日までの日数により計算し、違約金を徴収することができる。ただし、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(一時償還)

第18条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき又は償還金の支払を怠ったときは、第15条第1項の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し災害援護資金の全部又は一部につき一時償還を請求することができる。

(違約金)

第16条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還を行わなかったときは、延滞元利金額につき年5パーセントの割合をもって支払期日の翌日から償還の日までの日数により計算し、違約金を徴収することができる。ただし、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(一時償還)

第17条 (略)

(償還の免除)

第19条 市長は、法第13条の規定に基づき災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき又は精神若しくは身体に著しい障がいを受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。

(償還の猶予)

第20条 市長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第15条第1項の規定にかかわらず償還金の支払を猶予することができる。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によって償還されるべきであった貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(規則への委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

(償還の免除)

第18条 (略)

(償還の猶予)

第19条 (略)

(規則への委任)

第20条 (略)

附 則

(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。



(経過措置)

- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第13条、第14条及び第16条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。